

〔訂正〕 7月4日付けで資料提供した次の資料に  
次のとおり修正がありました（7月4日修正）

## 資料提供

令和4年7月4日  
課名：道路企画課  
担当：秋本，富士田  
電話：外線 082-513-3891  
内線 3891

# 広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称） 素案に対する意見募集について

## 1 要旨

広島県では、県民が安心して暮らすことのできる、活力ある地域社会の実現に向け、自転車の活用の推進や安全で適正な利用促進を総合的に図るため、県民、事業者、自転車利用者、県等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるため、「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定を予定しています。

この度、その素案をとりまとめましたので、県民の皆様から広く意見を募集します。

## 2 募集期間

令和4年7月4日（月）～令和4年8月2日（火）

## 3 募集する意見

広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）素案に対する意見

## 4 閲覧場所

別表のとおり。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資料についてはなるべくダウンロードして確認。

## 5 御意見の提出方法

「御意見記入用紙」をダウンロードして、年齢、御意見等を記入の上、次のいずれかの方法で提出する。

### （1）電子メール

【メールアドレス】 [dodouki@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:dodouki@pref.hiroshima.lg.jp)

件名は「自転車条例パブリックコメント」とする。

### （2）郵送（令和4年8月2日（火）必着）

【宛先】 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県土木建築局 道路企画課 道路企画グループ

### （3）ファックス

【ファックス番号】 082-227-2205

※御意見を正確に把握するため、電話での御意見の提出は受け付けておりません。

※氏名、住所、連絡先の個人情報について、いただいた御意見内容の正確な把握を目的として意見者に照会を行うことがあるため記入欄を設けているが、記入は必須ではない。

## 6 意見の反映・個人情報の取り扱い

- (1) 収集した個人情報については、広島県個人情報保護条例の規程に基づき、適正に取り扱う。
- (2) いただいた御意見に対する個別の回答は行わない。
- (3) 個人が識別される情報を除き、類似した御意見でとりまとめた上、県の対応方針とあわせて、道路企画課ホームページで公表するほか、「第3回自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）検討委員会」で報告する場合がある。

別表

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/97/jitennsyajyourei-publiccomment.html>

県ホームページ—<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/97/jitennsyajyoureipubliccomment.html>—のほか、次の場所でも閲覧可能

機関名	住所	電話
行政情報コーナー（県庁南館1階）	広島市中区基町10-52	082-513-2380
土木建築局道路企画課（県庁北館6階）		082-513-3891
西部建設事務所 建設総務課	広島市南区比治山本町16-2	082-250-8151
西部建設事務所呉支所 管理課	呉市西中央一丁目3-25	0823-22-5400
西部建設事務所廿日市支所 管理用地課	廿日市市桜尾本町11-1	0829-32-1141
西部建設事務所安芸太田支所 建設総務課	山県郡安芸太田町加計3087	0826-22-0541
西部建設事務所東広島支所 管理課	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
東部建設事務所 管理課	福山市三吉町一丁目1-1	084-921-1311
東部建設事務所三原支所 建設総務課	三原市円一町二丁目4-1	0848-64-2322
北部建設事務所 管理課	三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181
北部建設事務所庄原支所 管理用地課	庄原市東本町一丁目4-1	0824-72-2015

※土曜、日曜、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時を除く。行政情報コーナーは午前8時45分から午後5時まで）